

別表

1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 32 条第 2 項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ 契約者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、契約者から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

契約者からの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（契約者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2 (燃料費調整)

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 契約種別が第 16 条 (従量メニュー) (1)、(2)、第 16 条の 2 (オール電化向けメニュー) (1)、(2)、(3) および (4) の場合

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (27,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を上回り、かつ、41,100 円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 27,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,100 円を上回る場合

平均燃料価格は、41,100 円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (41,100 \text{ 円} - 27,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 契約種別が第 16 条の 2 (オール電化向けメニュー) (5)、(6) および (7) の場合

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (27,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 27,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。
各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	13 銭 6 厘
-------------	----------

3 (離島ユニバーサルサービス調整)

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{離島ユニバーサル} \\ \text{サービス調整単価} \end{array} = (52,500 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 52,500 円を上回り、かつ、78,800 円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{離島ユニバーサル} \\ \text{サービス調整単価} \end{array} = (\text{離島平均燃料価格} - 52,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 78,800 円を上回る場合

離島平均燃料価格は、78,800 円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{離島ユニバーサル} \\ \text{サービス調整単価} \end{array} = (78,800 \text{ 円} - 52,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間

毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	3 厘
-------------	-----

4 (契約負荷設備の総容量の算定)

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量(入力)を算定いたします。

5 (負荷設備の入力換算容量)

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量
--	---------

	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200 パーセント	

ロ ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ 水銀灯

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325

400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		入力 (ワット)
	入力 (ボルトアンペア)		
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力(ワット) × 133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ 3 相誘導電動機

換 算 容 量 (入力〔キロワット〕)
出力(馬力) × 93.3 パーセント
出力(キロワット) × 125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量 (入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置	95 キロボルトピーク 以下	20 ミリアンペア以下	1
診察用装置		20 ミリアンペア超過	

		30 ミリアンペア以下	
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10
		95 キロボルトピーク 超過 100 キロボルトピーク 以下	200 ミリアンペア以下
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5
		100 キロボルトピーク 超過 125 キロボルトピーク 以下	500 ミリアンペア以下
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
		125 キロボルトピーク 超過 150 キロボルトピーク 以下	500 ミリアンペア以下
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5
		蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下	2	
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下	3	

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は 次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合

入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント

ロイ以外の場合

入力(キロワット) = 実測した1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント

(5) その他

イ (1)、(2)、(3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

6 (加重平均力率の算定)

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率(パーセント)

$$= \frac{100 \frac{\text{パーセント}}{\text{パーセント}} \times \text{電熱器総容量} + 90 \frac{\text{パーセント}}{\text{パーセント}} \times \text{力率90\%の機器総容量} + 80 \frac{\text{パーセント}}{\text{パーセント}} \times \text{力率80\%の機器総容量}}{\text{機器総容量}}$$

7 (進相用コンデンサ取付容量基準)

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧(ボルト)	管灯の定格消費電力(ワット)	コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)
100	10	3.5
	15	4.5
	20	5.5
	30	9
	40	14
200	40	3.5
	60	4.5
	80	5.5
	100	7

ロ ネオン管灯

2次電圧(ボルト)	コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)
-----------	----------------------

3,000	20
6,000	30
9,000	50
12,000	50
15,000	75

ハ 水銀灯

出力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	
	100 ボルト	200 ボルト
40 以下	20	4.5
60 以下	30	7
80 以下	40	9
100 以下	50	9
125 以下	50	9
200 以下	75	11
250 以下	75	15
300 以下	100	20
400 以下	150	30
700 以下	250	50
1,000 以下	300	75

(2) 誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

電動機定格出力 (キロワット)		0.1	0.2	0.25	0.4	0.55	0.75
コンデンサ 取付容量 (マイクロファ ラッド)	使用電圧 100 ボルト	50	50	75	75	75	100
	使用電圧 200 ボルト	20	20	20	30	30	40

(ロ) 3 相誘導電動機 (使用電圧 200 ボルトの場合といたします)

電動機 定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット		0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30

コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	60 ヘルツ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500
------------------------------	--------	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって 2 以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

イ 交流アーク溶接機

溶接機最大入力 (キロワットアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上 50 未満
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ 交流抵抗溶接機

イの容量の 50 パーセントといたします。

(4) その他

(1)、(2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じて契約者と当社との協議によって定めます。

8 (契約容量の算定方法)

第 16 条 (従量メニュー) (2)ニ(ロ)の場合の契約容量は、次により算定いたします。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

9 (使用電力量等の協定)

使用電力量または最大使用電力を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 使用電力量の協定

イ 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

a 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

b 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、第50条（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100 \text{ パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

a 契約者の申出により測定したときは、申出の日の属する月

b 当社が発見して測定したときは発見の日の属する月

(2) (1) によって使用電力量を定める場合、協定期間の30分ごとの使用電力量は、原則として、協定期間の使用電力量を協定期間における30分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。

(3) 最大使用電力の協定

協定期間における最大使用電力は、需給契約ごとに、原則として、30分ごとの使用電力量の値を2倍したものの最大値といたします。

10 (日割計算の基本算式)

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、または最低月額料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 従量Bおよび従量C

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 第16条の2(オール電化向けメニュー)(2)および(4)の昼間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 80 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、昼間における使用電力量のうち、最初の80キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、昼間における使用電力量のうち、80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) 第16条の2(オール電化向けメニュー)(3)の昼間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 90 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、昼間における使用電力量のうち、最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 140 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、昼間における使用電力量のうち、90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ニ) (イ)、(ロ)および(ハ)によって算定された第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ハ 第16条の2(オール電化向けメニュー)(1)、(2)および(4)の8時間通電機器割引額を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当割引額} \times \text{日割計算対象日数}$$

検針期間の日数

ニ 第16条の2（オール電化向けメニュー）（3）のマイコン機器割引額を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ホ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合、料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ヘ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます）を算定する場合

（イ）第22条（料金の算定）（1）イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

（ロ）第22条（料金の算定）（1）ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、または契約容量を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

（2）電気の供給を開始し、または契約が消滅した場合の（1）イ、ロ、ハおよびニにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のその契約者の属する検針区域の検針日から、供給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日として契約者にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

（3）第21条（使用電力量等の算定）（5）の場合は、電気の供給を開始し、または契約が消滅したときの（1）イ、ロ、ハおよびニにいう検針期間の日数は、（2）に準ずるものといたします。この場合、（2）にいう検針日は、その契約者の属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日として契約者にあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のその契約者の属する検針区域の検針日といたします。

（4）供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、（1）イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

（5）本条において、「検針日」または「検針期間」とあるのは、当社があらかじめ契約者に計量日をお知らせした場合、それぞれ「計量日」または「計量期間」と読み替えて適用します。

11 （夜間蓄熱型機器）

（1）夜間蓄熱型機器とは、次のいずれにも該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

イ 主として第 16 条の 2 (1) をご契約の場合のナイトまたは第 16 条の 2 (2)、(3)、(4)、(5)、(6) および (7) をご契約の場合の夜間に通電する機能を有すること。

ロ イの通電時間中に蓄熱のために使用されること。

(2) (1) イとは、次の場合を含みます。

イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を(1)イの時間帯とすることのできる装置を取り付けた場合

ロ 第 21 条 (使用電力量等の算定) (8) イまたはロの場合で、一般送配電事業者が(1)イの時間帯以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合

(3) 夜間蓄熱型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

(4) 当社は、本条に定める夜間蓄熱型機器の機能を確認させていただくことがあります。この場合、当社は、夜間蓄熱型機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

12 (オフピーク蓄熱型電気温水器)

(1) オフピーク蓄熱型電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって、夜間蓄熱型機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

(2) オフピーク蓄熱型電気温水器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。

(3) 当社は、本条に定めるオフピーク蓄熱型電気温水器の機能を確認させていただくことがあります。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

13 (8 時間通電機器)

(1) 8 時間通電機器とは、別表 11 (夜間蓄熱型機器) に定める夜間蓄熱型機器および別表 12 (オフピーク蓄熱型電気温水器) に定めるオフピーク蓄熱型電気温水器のうち次のいずれにも該当するものをいいます。

イ 主として毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間 (第 21 条 (使用電力量等の算定) (8) ロの場合は通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。) に通電する機能を有すること。

ロ イの通電時間中に蓄熱のために使用されること。

(2) 8 時間通電機器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。

(3) 当社は、本条に定める 8 時間通電機器の機能を確認させていただくことがあります。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

14 (季時別を契約されるお客さまについての割引)

(1) 8 時間通電機器割引

イ 適用範囲

第 16 条の 2 (1) を申込みの際現に九州電力株式会社より 8 時間通電機器割引の適用を受け、引き続き、別表 13 (8 時間通電機器) に定める夜間蓄熱型機器および別表 12 (オフピーク蓄熱型電気温水器) に定める小型機器 (以下「オフピーク蓄熱型電気温水器」といいます。) (以下「8 時間通電機器」といいます。) を使用される場合の料金は、次のとおりといたします。ただし、8 時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。

ロ 料金

料金は、第 16 条の 2 (1) ホにかかわらず、第 16 条の 2 (1) ホよって料金として算定された金額から、(イ) によって算定された 8 時間通電機器割引額を差し引いたものに、別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。

(イ) 8 時間通電機器割引額

8 時間通電機器割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の 8 時間通電機器割引額は、半額といたします。

8 時間通電機器の総容量 (入力) 1 キロボルトアンペアにつき	154 円 00 銭
----------------------------------	------------

なお、8 時間通電機器の総容量 (入力) の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 最低月額料金

第 16 条の 2 (1) ホによって算定された基本料金と電力量料金との合計から (イ) によって算定された 8 時間通電機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	446 円 79 銭
---------	------------

ハ 8 時間通電機器に対する料金割引

(イ) 8 時間通電機器の取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより、料金に変更があった場合は、8 時間通電機器割引額は、別表 10 (日割計算の基本算式) (1) ハにより日割計算をいたします。

(ロ) 供給停止期間中の 8 時間通電機器割引額については、別表 10 (日割計算の基本算式) (1) ハの「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。

なお、この場合、8 時間通電機器割引額は、まったく電気を使用しない場合のものとなります。

(2) 5 時間通電機器割引

イ 適用範囲

(イ) 第 16 条の 2 (1) を申込みの際現に九州電力株式会社より 5 時間通電機器として適用を受けている夜間蓄熱型機器について、当社は、毎日午前 1 時から午前 6 時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。(この場合、当該夜間蓄熱式機器を以下「5 時間通電機器」といいます。)

なお、当社は、供給設備の状況により、5 時間通電機器について通電開始時刻を前後 2 時間の

範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

(ロ) (イ) の場合で、一般送配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、ナイトに使用されたものといたします。また、この場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに第 21 条（使用電力量等の算定）(1) により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

ロ 料金

5 時間通電機器を使用される場合の料金は、第 16 条の 2 (1) ホにかかわらず、第 16 条の 2 (1) ホによって料金として算定された金額から、イによって算定された 5 時間通電機器割引額を差し引いたものといたします。ただし、5 時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。

(イ) 5 時間通電機器割引額

5 時間通電機器割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の 5 時間通電機器割引額は、半額といたします。

5 時間通電機器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	176 円 00 銭
--------------------------------	------------

なお、5 時間通電機器の総容量（入力）の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 最低月額料金

第 16 条の 2 (1) ホによって算定された基本料金と電力量料金との合計から本条(1)ロ (イ) によって算定された 8 時間通電機器割引額および (イ) によって算定された 5 時間通電機器割引額を差し引いてえた金額が本条(1)ロ (ロ) に定める最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、本条(1)ロ (ロ) に定める最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

ハ その他

(イ) ロ (イ) の適用を受ける夜間蓄熱式機器については、本条 (1) ロ (イ) は適用いたしません。

(ロ) 5 時間通電機器割引額の日割計算は、8 時間通電機器割引額を日割りする場合に準ずるものといたします。

15 (時間帯別を契約されるお客さまについての割引)

(1) 8 時間通電機器割引

イ 適用範囲

第 16 条の 2 (2) を申込みの際現に九州電力株式会社より 8 時間通電機器割引の適用を受け、引き続き、別表 13（8 時間通電機器）に定める夜間蓄熱型機器および別表 12（オフピーク蓄熱型電気温水器）に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱型電気温水器」といいます。）（以下「8 時間通電機器」といいます。）を使用される場合の料金は、次のとおりといたします。ただし、8 時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。

ロ 料金

料金は、第 16 条の 2 (2) ホにかかわらず、第 16 条の 2 (2) ホによって料金として算定された金額から、(イ) によって算定された 8 時間通電機器割引額を差し引いたものに、別表 1（再生可能

エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。

(イ) 8時間通電機器割引額

8時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の8時間通電機器割引額は、半額といたします。

8時間通電機器の総容量(入力) 1キロボルトアンペアにつき	154円00銭
-------------------------------	---------

なお、8時間通電機器の総容量(入力)の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 最低月額料金

第16条の2(2)ホによって算定された基本料金と電力量料金との合計から(イ)によって算定された8時間通電機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	446円79銭
--------	---------

ハ 8時間通電機器に対する料金割引

(イ) 8時間通電機器の取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより、料金に変更があった場合は、8時間通電機器割引額は、別表10(日割計算の基本算式)(1)ハにより日割計算をいたします。

(ロ) 供給停止期間中の8時間通電機器割引額については、別表10(日割計算の基本算式)(1)ハの「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。

なお、この場合、8時間通電機器割引額は、まったく電気を使用しない場合のものとなります。

(2) 5時間通電機器割引

イ 適用範囲

(イ) 第16条の2(2)を申込みの際現に九州電力株式会社より5時間通電機器として適用を受けている夜間蓄熱型機器について、当社は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を断断いたします。(この場合、当該夜間蓄熱式機器を以下「5時間通電機器」といいます。)

なお、当社は、供給設備の状況により、5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

(ロ) (イ)の場合で、一般送配電事業者が電気の供給を断断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間に使用されたものといたします。また、この場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに第21条(使用電力量等の算定)(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

ロ 料金

5時間通電機器を使用される場合の料金は、第16条の2(2)ホにかかわらず、第16条の2(2)ホによって料金として算定された金額から、イによって算定された5時間通電機器割引額を差し引いたものといたします。ただし、5時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。

(イ) 5時間通電機器割引額

5時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の5時間通電機器割引額は、半額といたします。

5時間通電機器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	176円00銭
------------------------------	---------

なお、5時間通電機器の総容量（入力）の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 最低月額料金

第16条の2(2)ホによって算定された基本料金と電力量料金との合計から本条(1)ロ(イ)によって算定された8時間通電機器割引額および(イ)によって算定された5時間通電機器割引額を差し引いてえた金額が本条(1)ロ(ロ)に定める最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、本条(1)ロ(ロ)に定める最低月額料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

ハ その他

(イ) ロ(イ)の適用を受ける夜間蓄熱式機器については、本条(1)ロ(イ)は適用いたしません。

(ロ) 5時間通電機器割引額の日割計算は、8時間通電機器割引額を日割りする場合に準ずるものといたします。

16 (夜間8時間型を契約されるお客さまについての割引)

(1) マイコン機器割引

イ 適用範囲

第16条の2(3)を申込みの際現に九州電力株式会社より通電制御型電気温水器割引の適用を受け、引き続き、ハに定める通電開始時刻が制御可能な電気温水器（以下「通電制御型電気温水器」といいます。）を使用される場合の料金は、次のとおりといたします。ただし、通電制御型電気温水器をすべて取り外された場合を除きます。

ロ 料金

料金は、第16条の2(3)ホにかかわらず、第16条の2(3)ホによって料金として算定された金額から、(イ)によって算定されたマイコン機器割引額を差し引いたものに、別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。

(イ) マイコン機器割引額

マイコン機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合のマイコン機器割引額は、半額といたします。

通電制御型電気温水器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	88円00銭
---------------------------------	--------

なお、通電制御型電気温水器の総容量（入力）の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 最低月額料金

第 16 条の 2 (3) ホによって算定された基本料金と電力量料金との合計から (イ) によって算定されたマイコン機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	446 円 79 銭
---------	------------

ハ 通電制御型電気温水器

(イ) 通電制御型電気温水器とは、8 時間通電機器のうち次の a または b に該当するものをいいます。

a 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

(a) 給水温度を検知できること。

(b) (a) の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

(c) (b) の熱量から所要通電時間数を算出できること。

(d) 毎日の夜間 (第 21 条 (使用電力量等の算定) (8) ロの場合は通電時間といたします。) の終了時刻から (c) の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

b a に準ずる場合で、当社が認めたもの。

(ロ) 通電制御型電気温水器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。

(ハ) 当社は、(イ) に定める通電制御型電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

ニ 通電制御型電気温水器に対する料金割引

(イ) 通電制御型電気温水器の取付け、取り替えまたは取り外しをされたことにより、料金に変更があった場合は、マイコン機器割引額は、別表 10 (日割計算の基本算式) (1) ニにより日割計算をいたします。

(ロ) 通電制御型電気温水器の取付けまたは取り替えをされた場合のマイコン機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型電気温水器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

(ハ) 供給停止期間中のマイコン機器割引額については、別表 10 (日割計算の基本算式) (1) ニの「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。

なお、この場合、マイコン機器割引額は、まったく電気を使用しない場合のものとなります。

(2) 5 時間通電機器割引

イ 適用範囲

(イ) 第 16 条の 2 (3) を申込みの際現に九州電力株式会社より 5 時間通電機器として適用を受けている夜間蓄熱型機器について、当社は、毎日午前 1 時から午前 6 時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。(この場合、当該夜間蓄熱式機器を以下「5 時間通電機器」といいます。)

なお、当社は、供給設備の状況により、5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

(ロ) (イ) の場合で、一般送配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間に使用されたものといたします。また、この場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに第21条(使用電力量等の算定)(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

ロ 料金

5時間通電機器を使用される場合の料金は、第16条の2(3)ホにかかわらず、第16条の2(3)ホによって料金として算定された金額から、イによって算定された5時間通電機器割引額を差し引いたものといたします。ただし、5時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。

(イ) 5時間通電機器割引額

5時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の5時間通電機器割引額は、半額といたします。

5時間通電機器の総容量(入力) 1キロボルトアンペアにつき	121円00銭
-------------------------------	---------

なお、5時間通電機器の総容量(入力)の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 最低月額料金

第16条の2(3)ホによって算定された基本料金と電力量料金との合計から本条(1)ロ(イ)によって算定されたマイコン機器割引額および(イ)によって算定された5時間通電機器割引額を差し引いてえた金額が本条(1)ロ(ロ)に定める最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、本条(1)ロ(ロ)に定める最低月額料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

ハ その他

(イ) ロ(イ)の適用を受ける夜間蓄熱式機器については、本条(1)ロ(イ)は適用いたしません。

(ロ) 5時間通電機器割引額の日割計算は、8時間通電機器割引額を日割りする場合に準ずるものといたします。

17 (ピーク抑制を契約されるお客さまについての割引)

(1) 8時間通電機器割引

イ 適用範囲

第16条の2(4)を申込みの際現に九州電力株式会社より8時間通電機器割引の適用を受け、引き続き、別表13(8時間通電機器)に定める夜間蓄熱型機器および別表12(オフピーク蓄熱型電気温水器)に定める小型機器(以下「オフピーク蓄熱型電気温水器」といいます。)(以下「8時間通電機器」といいます。)を使用される場合の料金は、次のとおりといたします。ただし、8時間通電機器をすべて取り外された場合を除きます。

ロ 料金

料金は、第 16 条の 2 (4) ホにかかわらず、第 16 条の 2 (4) ホによって料金として算定された金額から、(イ) によって算定された 8 時間通電機器割引額を差し引いたものに、別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。

(イ) 8 時間通電機器割引額

8 時間通電機器割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の 8 時間通電機器割引額は、半額といたします。

8 時間通電機器の総容量 (入力) 1 キロボルトアンペアにつき	154 円 00 銭
----------------------------------	------------

なお、8 時間通電機器の総容量 (入力) の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 最低月額料金

第 16 条の 2 (4) ホによって算定された基本料金と電力量料金との合計から (イ) によって算定された 8 時間通電機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	446 円 79 銭
---------	------------

ハ 8 時間通電機器に対する料金割引

(イ) 8 時間通電機器の取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより、料金に変更があった場合は、8 時間通電機器割引額は、別表 10 (日割計算の基本算式) (1) ハにより日割計算をいたします。

(ロ) 供給停止期間中の 8 時間通電機器割引額については、別表 10 (日割計算の基本算式) (1) ハの「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。

なお、この場合、8 時間通電機器割引額は、まったく電気を使用しない場合のものとなります。

18 (休日)

第 16 条の 2 (5) ホ (ロ) イ、(6) ホ (ロ) イおよび (7) ホ (ロ) イにおいて、休日とは、次の日をいいます。

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日